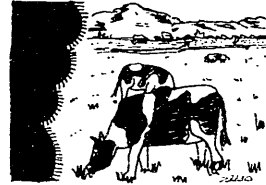


年金保険の改善について



(西ドイツ)

連邦議会 SPD (社民党) 社会政策問題スピーカー Ernst Schellenberg 教授は4月6日、連邦政府は今会期中に年金保険給付改善計画を提出する用意がある、と声明した。この計画には次の4点が含まれる。1. 自営業者への年金保険開放、2. 可動的老齢限度制の導入、3. 婦人の年金給付額の改善、4. 被保険者の給付請求に関する相談所の設置。

可動的老齢限度制については労働市場の状態からみて問題ない。というのは63歳ないし65歳の高齢被保険者150万人のうち現在就業しているのは41万6,000人にすぎず、その半数が早期受給者となったとしても、全就業者の1%以下にすぎないからである。Schellenbergは、老齢限度の引下げを年金受給権の削減と結びつけることは反対しているが、しかし他

面早期年金を受けつつ、就業してその賃金を全額受け、それを年金に算入しない方法は認め難い、とのべている。

また Schellenberg は、1985年までに年金事情が著しく改善されるとしている、新しい連邦政府の年金報告を提案中である。勤労者1人当り賃金、所得総額が、本年は9.7%、1975年までは年平均6.3%、1985年までは年平均6%上昇するという推定で、保険機関の積立金はいずれの年も10カ月支出分以上となる。政府の予測では1985年には1,320億マルク、14.3カ月分の積立額に達する。このうち労働者年金保険は120億マルク、2.3カ月分、職員保険は1,200億マルク、30.8カ月分に達する。したがって年金保険の最大の財政危機(いわゆる年金の山)の時期には、職員年金保険から労働

者年金保険への調整支出が必要である。さもないと労働者保険の積立金は2カ月分不足することになるはずだからである。

連邦政府は報告にふれて、年金保険の老齢年金を6.3%、労災保険の年金を12.7%上げを考慮している。この提案は、CDU (キリスト教民主同盟) 議員 Katzer が過日述べたように、年金法の機構に適用している。政府の責任であるが、この「嘆かわしい物価騰貴」のため、年金受給者は実際にはごく僅かしか生活水準を上げられないでいる。だから政府としては年金保険の財政見通しについてははっきりした態度を表明してもらいたい、と Katzer は述べている。

Die Welt, 7 April, 1971.

(安積鋭二 国立国会図書館)